

18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300

に改め、同ウの(イ)中

6,100	8,300	12,400	15,100	19,000
10,000	13,000	18,400	21,900	27,600

を

6,100	8,200	12,300	15,000	18,900
9,900	12,900	18,300	21,800	27,400

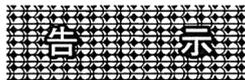
に

改め、同表の6のイの(ア)中「59万5,000円」を「65万5,000円」に改め、同イの(イ)中「30万円」を「31万8,000円」に改め、同表の8のウの(イ)中「4,500円」を「4,700円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「5,200円」を「5,500円」に改め、同表の9のウ中「21万5,200円」を「21万3,800円」に、「17万2,000円」を「17万900円」に改め、同表の12のイ中「13万7,900円」を「13万8,300円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第15条及び別表第1の規定は、令和4年4月1日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和4年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
平林メンタルクリニック	北安曇郡池田町大字池田2463-3	令和4年4月9日
ライフクリニック 蓼科	茅野市豊平3317番地1	令和4年5月1日
池下デンタルクリニック	中野市新井378-10	令和4年5月1日
なりあい薬局	安曇野市豊科4303-14	令和4年6月1日
調剤薬局 ツルハドラッグ 飯田駅前店	飯田市東和町2丁目35番 丘の上結いスクエア	令和4年6月1日
シルバー内科クリニック	塩尻市広丘高出1486-534	令和4年6月1日
らいおん薬局	諏訪郡下諏訪町栄町5036-1	令和4年6月1日

地域福祉課

長野県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を再開する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
塩尻市国民健康保険檜川診療所	塩尻市大字木曾平沢1475番地	令和4年3月30日

地域福祉課

長野県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ライフクリニック蓼科	茅野市豊平3317番地1	令和4年4月30日

地域福祉課

長野県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和4年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者又は助産師

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
熊谷 陸	飯田市上殿岡383-1	令和4年3月29日

2 施術所又は助産所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鍼灸接骨院リピット	東京都江戸川区船堀2-18-7-101	令和4年3月29日

地域福祉課

長野県告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和4年7月14日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者又は助産師

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
宮尾 雄亮	千曲市稲荷山1429	千曲市稲荷山1429	千曲市屋代2248-1 サンライズ 21A102	令和4年5月9日

2 施術所又は助産所

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
千曲整骨院	千曲市稲荷山1429	千曲市稲荷山1429	千曲市屋代569	令和4年5月9日

地域福祉課

長野県佐久建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年8月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月14日

長野県佐久建設事務所長 小林 敏 昭

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下仁田浅科線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
佐久市岩村田字挾石1443番の2地先から 佐久市岩村田字押出シ1557番の11地先まで	旧	m 10.5 ~ 18.0	Km 0.4080
同 上	新	16.0 ~ 30.0	0.4080

道路管理課

長野県教育委員会告示第2号

令和5年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

令和4年7月14日

長野県教育委員会

- 1 要綱の名称
令和5年度長野県立高等学校入学者選抜要綱
- 2 要綱の内容
要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/jukense/index.html>）に掲載しました。

高校教育課